

とちぎGAPの第三者確認点検会議設置要領

制定 平成 30 年 3 月 30 日 経技第 1295 号
改正 平成 30(2018)年 11 月 28 日 経技第 726 号

(目 的)

第 1 条 この要領は、とちぎGAPの第三者確認実施要綱（以下「要綱」という。）第 8 条の規定に基づき、その設置・運営について定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 点検会議は、下記の事項について点検を行う。

- (1) 要綱第 7 条に規定する調査方法と調査結果の内容の妥当性
- (2) その他、点検が必要な事項

(組 織)

第 3 条 点検会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会 議)

第 4 条 点検会議は、栃木県農政部経営技術課長がこれを招集し、議長となる。
2 前々条に規定する点検等は、書類の持ち回りによる点検を認める。

(事務局)

第 5 条 点検会議の庶務は、栃木県農政部経営技術課内において処理する。

(補 則)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、点検会議の運営に必要な事項は、栃木県農政部経営技術課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30(2018)年 12 月 3 日から施行する。